

常勤弁護士に関する国会答弁

【平成16年3月18日 衆議院本会議】

（常勤弁護士の確保について）

○国務大臣（野沢太三君） （全国50カ所及び司法過疎地域への）事務所設置などに伴って、相当数の常勤弁護士の確保が必要となると考えております。具体的には、事件数やいわゆる司法過疎地域における法律サービス需要の動向等を見きわめるとともに、常勤弁護士としての採用希望者の動向の把握に努めまして、業務の効果的かつ効率的な実行のために必要な人数が確保されることになると考えられます。

【平成16年5月25日 衆議院法務委員会】

（スタッフ弁護士の性格・任務について）

○政府参考人（山崎潮君） スタッフ弁護士は、通常は契約でこの事件をお願いをしていくというものでございますけれども、一種の職員としてなるわけでございます。

それで、これは、完全にほかの業務を行わない、そういうタイプのもう常駐タイプのものと、それから一般の弁護士さんではございますけれども、大体、月にこのぐらいはお願いしたいと、それが入れば優先的にやっていただくとか——優先的にやっていただくとか、そういうような非常勤のタイプの常駐、こういうものもあるわけでございます。それは両方やるということになります。

この方々の主な業務でございますけれども、これにつきましては、例えば被疑者弁護の関係で弁護士会の方にいろいろお願いをしたけれども、なかなかうまく担当してもらえない、時間的にも間に合わないとか、そういう問題がございます。そういった場合には、ここの常勤のスタッフ、あるいは契約で月にこのぐらいをやっていただくというふうに決めてあるスタッフの方、こういう方に飛んでいってもらおうという形の仕事をするというのがまず一つ考えられます。

それから刑事の関係で、例えば裁判員制度で連日開廷とか、こういうものもあるわけでございますが、こういうものになかなかお願いしてもオーケーと言ってくれる弁護士さんがいないといった場合にはここのスタッフ弁護士がそれを担当するということもあり得ます。これが刑事系のものでございます。

それ以外に、民事といたしましては、例えば今、自己破産が物すごく増えているわけでございますが、これを個々の弁護士さんに個別にお願いをしていくとい

うやり方を今やっておりますけれども、それに対応できるところはそれでいいんでしょうけれども、これに対応できないようなところも出てきているわけがございます。こういうものについて、やっぱりある程度の効率性を考えなきゃいけないので、このスタッフ弁護士にある程度の事件をまとめてやってもらう、こういうようなことの業務をしてもらうということが典型でございますし、それ以外には、例えば地域の法教育とかそういうところに出ていってその担当をすとか、そういうような、常駐をしているいろんなタイプの仕事を補完的にやっていく、こういうイメージでございます。

（契約弁護士とスタッフ弁護士との関係について）

○政府参考人（山崎潮君） この基本的な発想は、まず業務については一般の弁護士さんをお願いをするということが基本になります。常駐する弁護士等はそれを補完をするものという位置付け、このセンター全体がそういう位置付けでございますけれども、それが基本でございます。

ただ、それではどうしてもうまくいかないというものもあるわけでございます。典型的に言えるのは自己破産でございますして、もうこれはかなり急増をしております、個々の弁護士さんをお願いをしているというだけではもう手が回り切れない、あるいは費用的にももう足りなくなってしまうというような事態が生じているというふうに伺っておりますけれども、こういうものについて、その支部支部でいろいろな実情があらうかと思っておりますけれども、そういう事態になるならば、これは効率性の意味から、常勤の弁護士がそれをやった方がより多くのものをお助けできるということから効率性も上がるだろうというような場合には、このスタッフ弁護士をそういうものの専属としてやることもあるということでございますして、これをすべてそこでやるということをお願いしているわけではないということ御理解を賜りたいと思います。